

見取図の作成について

飼養施設（動物を飼養または保管する施設）を有する施設の申請については、飼養施設付近の見取図の添付が必要です。見取図は、飼養施設の現地調査を実施する際に参考となる、分かりやすい地図を作成してください。

なお、飼養施設を有しない事業所の場合は、事業所の現地調査を実施しますので、事業所付近の見取図を添付してください。

記載例

